

日本パラ陸上競技連盟National Technical Officials規程

任務

第1条 National Technical Officials(以下「NTO(パラ公認審判員)」)は、World Athletics (以下「WA」)競技規則に加え、World Para Athletics(以下「WPA」)競技規則により、日本パラ陸上競技連盟(以下「本連盟」)が主催、共催する競技会をはじめ、パラ競技者が参加する競技会の審判活動を担う。なお、世界陸上競技連盟(以下「WA」)NTOと区別するため、WPA-NTO(通称「パラNTO」)と称する

資格

第2条 パラ NTO は、WPA が実施する資格試験に所定の基準を満たした者で WPA が認証する。日本国内でパラ NTO 活動を行う者(以下「JPA-NTO」)は「本連盟」が任命する。また、所属する都道府県陸上競技協会の推薦を必須とする

任期

第3条 パラ NTO の任期は特に定めない

JPA-NTO 活動資格の失効

第4条 JPA-NTO を委嘱されたにも拘わらず、2年間(2年度)特別の理由(注1)なくその任にあたらないうとき、または JPA-NTO 派遣意向調査で参加可となる競技会がないとき、JPA-NTO としての活動資格が自動的に失効する。なお、本条に於ける「活動資格の失効」とは、WPA が認証した資格が失効することではなく、本連盟が任命する「日本国内で活動を行うパラ NTO(JPA-NTO)」としての資格が失効することを指す

2. 以下の場合、本連盟競技運営委員会(以下「本委員会」)で審議し、JPA-NTO としての活動資格を失効させることがある

- (1)本規程第1条で定める NTO としての活動が十分と認められない場合
- (2)JPA-NTO としての資質や遵守すべき規範等に反する場合
- (3)JPA-NTO 派遣意向調査で参加可となる競技会の数が極めて少ない場合
- (4)言動が社会通念上適切ではないと判断される場合

3. 本人から JPA-NTO の活動辞退の申出があった場合、本委員会で審議し決定する

4. 活動資格が失効した JPA-NTO は、本委員会主催の WPA 競技規則勉強会等には参加はできない

(注 1)特別の理由とは、長期間にわたる海外赴任や療養など、公的に認められるものを指す

JPA-NTO 活動資格の復権

第 5 条 本規程第 4 条の活動資格失効後、JPA-NTO としての活動資格の復権を希望する者は、以下のすべての条件を満たし、本委員会の審査を経て決定する

(1)活動資格失効後、2 年を経過していること。ただし、本規程第 4 条 3 項を除く

(2)WPA 主催の NTO 講習会を受講する。該当する講習会が開催されない年は、本委員会主催の WPA 競技規則勉強会に出席する

(3)本連盟が主催、共催する競技会を年 1 回以上補佐する

制定 2022 年 1 月 1 日

改訂 2023 年 3 月 31 日

WPA/JPA NTO 施行細則

第 1 条 WPA-NTO 資格試験応募資格

(1) 公認審判員であることを前提に、所属する都道府県陸上競技協会の推薦がある者。かつ、以下のいずれかに該当する者

(2)日本陸上競技連盟 S 級または A 級審判員

(3)WA-NTO の有資格者

(4)本委員会の推薦者

第 2 条 WPA-NTO 選考基準

WPA が実施する資格試験で所定の基準を満たした者

第 3 条 JPA-NTO の分担と責務

日本国内で開催される WPA 公認競技会に於ける JPA-NTO の委嘱・割り当て

は、本委員会審判部にて決定する。また、WPA エンドース競技会や WPA 公認道路競技会などに於いて、2名（以上）の JPA-NTO が派遣される場合、原則そのうち1名は主任的位置づけとし、他 JPA-NTO の指導的役割を担う

2. JPA-NTO は以下の責務を負う

- (1)WA 競技規則を前提として、WPA 競技規則を熟知し円滑な競技運営に従事すること
- (2)パラ陸上競技における助言者として WPA 競技規則を広く浸透させ、関係諸機関に理解と協力を得ながら、パラ競技者が参加しやすい環境整備に努めること
- (3)地域や地元陸協において、パラ陸上競技への理解者を増やす中心的役割を担うこと
- (4)競技会の規模や派遣人数等により、以下の立場に従事する

- ①総務の直下に位置づけられ、総務員の立場として競技規則と競技会規定並びに総務の最終的決定に従って実施されていることを確認・助言等を行う
- ②割り当てられた部署で、審判員として開催地陸協の審判員と協業する

第4条 JPA-NTO の服務

- (1)日本陸上競技連盟の定める公認審判員所定の服装に加え、必要に応じて NTO の腕章を着用する
- (2)任務完了後、2週間以内に所定の報告書を提出しなければならない
- (3)交通費・宿泊費・日当は本連盟の旅費規程に準ずる。ただし、本連盟以外の団体によるエンドース競技会はエンドース申請団体の規定による

第5条 JPA-NTO 指定研修

競技者のよき指導者として高い識見を有し、常に競技規則を研鑽するとともに正しい審判技術を身につけ、公正で適切な審判員としての資質向上を図るため、下記勉強会に参加しなければならない

名称：本委員会主催の WPA 競技規則勉強会

回数等：3年間に2回以上

ただし、欠席の場合は、指定する WPA 公認競技会に JPA-NTO として少なくとも年1回以上の参加

制定 2022 年 1 月 1 日
改訂 2023 年 3 月 31 日

以上